

杉並区区民参加型予算事業審査委員会設置要領

令和7年4月1日

杉並第904号

(設置)

第1条 杉並区区民参加型予算事業実施要綱（令和7年4月1日杉並第827号）（以下「実施要綱」という。）第7条第2項に定める提案事業の第2次審査を行うことを目的として、区民参加型予算事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 実施要綱第7条第2項に定める第2次審査の実施及び区民投票の対象事業選定に関すること。
- (2) その他区民参加型予算事業に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 政策経営部長
- (2) 総務部長
- (3) 区民生活部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 子ども家庭部長
- (6) 都市整備部長
- (7) 環境部長
- (8) 教育委員会事務局次長
- (9) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員長は政策経営部部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、区政イノベーション担当部長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。